

福井県丹南広域組合障害者活躍推進計画

機関名	福井県丹南広域組合 事務局
任命権者	管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
福井県丹南広域組合における障がい者雇用に関する課題	福井県丹南広域組合においては、事務局の職員数17人（組合採用職員6人、構成団体派遣職員8人、会計年度任用職員3人）と、出先機関 丹南青少年愛護センターの職員数10人（構成団体職員併任4人、会計年度任用職員6人）で、職員総数が27人程度の小規模かつ構成団体の派遣職員・併任職員が約4.4割を占める機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていないことから、体制整備は特段行っていない。 しかし、障がい者となった職員が福井県丹南広域組合に配置されることも今後考えられることから、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、業務内容の見直しなど、体制整備を進めることが必要である。
目標	
採用に関する目標	○事務局職員は職員の約5割が構成団体からの派遣により、丹南青少年愛護センターの職員は職員の約4割が構成団体職員との併任により、職員が配属されることから、障がい者である職員の配属が計画される場合には、構成団体から事前に連絡を受け、協議を行い、その結果、配属される場合には、期間内に新たに障がい者の採用・配置を実施する。 ○会計年度任用職員の募集にあたっては、障がい者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、文書回覧等で周知する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、構成団体に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、障がい者の募集・採用を阻害する条件を付すような取扱いを行わない。
4. その他	○障がい者の活躍の場の拡大については、構成団体と共同で、これを推進する。